

令和8年4月1日

(宛先)
札幌市長

申請者 住 所 札幌市中央区北△条西●丁目○番○号
法人・団体名 株式会社○○○
役職・代表者氏名 代表取締役
札幌 太郎

- 1 札幌市先端設備等導入促進補助金について申請し、交付を受けるにあたり、次のことを誓約します。
 - (1) 同一の設備導入にあたり、札幌市の他の補助金の交付申請を行っていないかつ行う予定がないこと。
 - (2) 同一の設備導入にあたり、国、道、市その他の団体による他の補助金等の交付申請を行っている又は行う予定の場合、その補助率は5分の4以下であること。
 - (3) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号第2号に規定する暴力団及び暴力団員若しくは同条例第7条に規定する暴力団関係事業者をいう。
 - (4) 補助事業の実施に関し、法令に違反していないこと。
 - (5) 当該補助事業等の目的等に照らして補助金等の交付を受けることが公益上不適当と認められる法令違反等があることが判明したとき。
 - (6) 市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと、又は市税の徴収猶予特例制度等の対象となっていないこと。
 - (7) その他、先端設備等導入促進補助金の申請要件等の内容を確認しており、申請書に記載するすべての記載事項、提出書類に間違いがないこと。
 - (8) 今後、上記誓約事項に該当しなくなったときは、遅滞なく報告すること。
- 2 札幌市先端設備等導入促進補助金について申請し、交付を受けるに当たり、次のことに同意します。
 - (1) 補助金の交付を受ける前に誓約に反する事実が明らかになった場合、又は上記1(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)又は(7)に該当しなくなった場合、補助金の交付を受けないこと。
 - (2) 補助金の交付を受けた後に誓約に反する事実が明らかになった場合、又は上記1(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)又は(7)に該当しなくなった場合、札幌市長の指示に従い補助金の全部又は一部を返還すること。
 - (3) 申請書類に記載された情報は、公的期間(税務当局、警察署等)の求めに応じて提供する場合があること。
 - (4) 申請書類に記載された情報の確認のため、各種機関に問い合わせる場合があること。